

【事 例】

教諭Aは、教材費や生徒会費の会計を担当していたため、保護者から集めたお金を預り管理することになった。校内公金等取扱規程では、学校徴収金については通帳に入金し管理することとなっており、規定に従って学年通帳、生徒会通帳に入金し、物品を購入した際には、通帳から引き出して支払うことになっていたが、入金せずに現金のまま職員室の机の中で保管していた。

8月に、教諭Aは個人で購入したスポーツシューズ及びスポーツウエアの支払期限日が迫っていたが、現金の持ち合わせがなかったため、後で埋め合わせれば問題ないだろうと思い、生徒会費の一部を流用して支払いをした。同様に、12月にはスキー旅行の費用の支払日に持ち合わせがなかったため生徒会費の一部を流用した。その後も個人で購入した物品の支払いにも何度か流用した。

3月の決算時期になり、教頭が通帳等の確認を行うため提出を求めたところ、通帳記載がないことや、金銭の収支が合わなかったり、領収書がなかったりしたために公金の不正な流用が発覚した。

○教諭Aの考え

- ・ 忙しくて通帳に入金する時間がなかったために、ずっと現金で持っていた。後で埋め合わせをすれば大丈夫だと思って一部を使ってしまった。
- ・ 決算時期になり金額が合わないため、帳尻を合わせようとしたが、領収書がないものもあったので、どうしてもなくなってしまった。」

○懲戒処分の量定  
「免職」

【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....  
 .....  
 .....

○この事案を未然に防ぐために、組織としてどのような対応が必要であったと思いますか。

.....  
 .....  
 .....

○公金等の適切な取扱いのために、あなたはどのようなことを心懸けていこうと思いますか。

.....  
 .....  
 .....

【金銭事故防止チェックシート】

yes	no	項 目
		学校徴収金は、原則として収納日当日に金融機関に入金しており、個人の机の中やロッカーなどには保管しないようにしている。
		学校徴収金については、出納簿、歳入・歳出簿等に記載するとともに、領収書等の保管・整理を適切に行っている。
		校内規定にもとづき、関係帳簿・書類及び貯金通帳について管理職の点検を受けている。

## 【事例】

教諭Aは、教材費や生徒会費の会計を担当していたため、保護者から集めたお金を預り管理することになった。校内公金等取扱規程では、学校徴収金については通帳に入金し管理することとなっており、規定に従って学年通帳、生徒会通帳に入金し、物品を購入した際には、通帳から引き出して支払うことになっていたが、入金せずに現金のまま職員室の机の中で保管していた。

8月に、教諭Aは個人で購入したスポーツシューズ及びスポーツウエアの支払期限日が迫っていたが、現金の持ち合わせがなかったため、後で埋め合わせれば問題ないだろうと思い、生徒会費の一部を流用して支払いをした。同様に、12月にはスキー旅行の費用の支払日に持ち合わせがなかったため生徒会費の一部を流用した。その後も個人で購入した物品の支払いにも何度か流用した。

3月の決算時期になり、教頭が通帳等の確認を行うため提出を求めたところ、通帳記載がないことや、金銭の収支が合わなかったり、領収書がなかったりしたために公金の不正な流用が発覚した。

## ○教諭Aの考え

- ・ 忙しくて通帳に入金する時間がなかったために、ずっと現金で持っていた。後で埋め合わせをすれば大丈夫だと思って一部を使ってしまった。
- ・ 決算時期になり金額が合わないため、帳尻を合わせようとしたが、領収書がないものもあったので、どうしてもなくなってしまった。」

## ○懲戒処分の量定

「免職」

## 【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

- ・ 社会人としての常識や教育公務員としての法の理解が不足しているため、当事者意識が乏しく日常生活の中で「つい」「うっかり」が取り返しのつかない事故に至った。
- ・ 公金であるが、後で埋め合わせをすれば一時的に使用しても大丈夫であるという考え方に問題がある。

○この事案を未然に防ぐために、組織としてどのような対応が必要であったと思いますか。

- ・ 学校徴収金を一人だけで管理する体制に問題があった。
- ・ 学校徴収金は金融機関に預けることになっているにもかかわらず、現金のまま机の中で保管していたことは、校内公金等取扱規程に違反するものであり、同規程については、職員に対して繰り返し指導・確認すべきであった。

○公金等の適切な取扱いのために、あなたはどのようなことを心懸けていこうと思いますか。

- ・ 学校徴収金を含めて、個人の現金についても机や個人のロッカーに保存することがないように。
- ・ 金銭の管理には複数の職員でチェックする体制を構築する。

## 【影響等】

「①自分自身に生じた影響」と「②学校等周囲に生じた影響」について考えてみましょう。

## ①自分自身に生じた影響

- ・ 逮捕時に実名が報道されたことにより、家族に迷惑をかけ、家族からの信頼を失った。
- ・ 懲戒免職となったため、職を失い、退職金も支払われなかった。

## ②学校等周囲に生じた影響

- ・ 一部の保護者から「学校は信用できないので、今後、PTA会費や生徒会費、学級費は一切納入しない」と強い非難を受け、全ての会計の執行が凍結され、大きな混乱を招いた。
- ・ 全校生徒集会や保護者説明会を開催して、管理職から事故の概要を説明し、謝罪した。
- ・ 逮捕時や処分公表後、学校に取材があり、新聞で報道されるなど、児童生徒も含め大きな不安を与えた。

## 【取るべきだった行動】

「①自分取るべきだった行動」と「②管理職、同僚取るべきだった行動」について考えてみましょう

### ①自分取るべきだった行動

- いかに金銭に困っている状況であっても、私的流用は「横領」となる犯罪行為であることを強く認識すべきだった。
- 借金は必ず返済しなければならないものであることをしっかり認識し、確実に返済の目処が立っている場合でなければ、カードローンや消費者金融を利用して借金すべきでなかった。

### ②管理職、同僚取るべきだった行動

- 校内における確認、牽制体制をしっかりと確立しなかった。
- 普段の会話等から、職員個々の家庭の経済状況は十分把握することが可能であり、職員同士が相談したり、管理職から個別に話を聞いてみたりする職場の雰囲気づくりをすべきだった。

## 【今後の行動】

今後、教職員が金銭の流用をしないためには、教職員自身がどのような行動を取ればよいか考えてみましょう。

- 公費、私費にかかわらず、学校で取り扱う金銭はすべて学校教育活動等に使われる大切なものであることを強く意識し、学校の金銭を支出する場合は、関係規定に従って適正に事務を取り扱う。
- 学校として、個々の私費会計の必要性について検討する。

## 【金銭事故防止チェックシート】

yes	no	項 目
		学校徴収金は、原則として収納日当日に金融機関に入金しており、個人の机の中やロッカーなどには保管しないようにしている。
		学校徴収金については、出納簿、歳入・歳出簿等に記載するとともに、領収書等の保管・整理を適切に行っている。
		校内規定にもとづき、関係帳簿・書類及び貯金通帳について管理職の点検を受けている。